

# Baycom ケーブルプラス電話規約 株式会社ベイ・コミュニケーションズ

## 第1条 (規約の適用)

本規約は、株式会社ベイ・コミュニケーションズ(以下「当社」という。 )と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「ケーブルプラス電話約款」という。 )に準じて、JCOM株式会社及びKDDI株式会社(以下あわせて「JCOM等」という。 )より当社を介してケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」という。 )の提供を受ける者(以下「契約者」という。 )との間における、設備の設置、料金の請求等について適用します。

## 第2条 (設備の設置)

契約者は、ケーブルプラス電話への申込みをもって、当社がケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。工事及び保守等は当社指定の機器、工法等により、すべて当社又は当社の指定する業者が行うものとします。

- 施設の設置、保守の工事を行うために必要がある時は、契約者の承認を得て契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他利害関係者へは契約者があらかじめ承認を得ておくものとし、利害関係者との交渉に関して責任を負うものとします。
- 共同住宅等の共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。

## 第3条 (債権の譲渡等)

契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が、JCOM等の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果、当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びJCOM等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

## 第4条 (料金等)

第2条第1項に定める設備の設置に伴う料金(以下「設置料金」という。 )は契約者負担とします。また、JCOM等が提供するケーブルプラス電話に係る料金はケーブルプラス電話サービス約款に定めるところによります。

- 設置料金および前条に基づきJCOM等が当社に債権譲渡した料金(以下併せて「本利用料金」という。 )の支払い方法は、当社と契約者の間で別に定めるところによります。また、その請求については当社指定締日で行うこととします。
- 契約者は、本規約に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。
- 契約者が、本利用料金の支払を不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税等相当額を加算しない額)の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。
- 契約者が、料金その他の債務(延滞利息を除く)について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の延滞利息を、当社が別に定める方法によりお支払いいただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合はこの限りではありません。
- 料金の滞納があった場合、請求書を発行するうえ、翌月分と合算した料金を請求いたします。なお、請求書を発行した場合、当社が規定する請求書等発行手数料の支払いが必要です。

## 第5条 (サポート)

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備、利用様態に問題が無いことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

- 前項の申告に基づき、当社は当社およびKDDI株式会社の設備の修理又は対応(以下「サポート」という。 )の為の手配を行います。ただし、利用環境、様態および申告の時間帯等により対応できない、又は相応の時間を要する場合があります。
- 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備、利用様態に問題がある場合、ならびに当社又はKDDI株式会社の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

## 第6条 (サービス提供の停止等)

契約者が本利用料金等の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払い期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業者以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できない場合を含みます)はケーブルプラス電話約款に定めるところにより、ケーブルプラス電話の提供を停止することがあります。

- 当社は、前項の規定により、ケーブルプラス電話の提供を停止するときは、あらかじめ当社が定める方法により、提供を停止する旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 第1項の規定によりサービスが停止になった場合でも、契約者は本利用料金を支払うものとします。
- 当社は、施設管理の必要上、又は天災事変等、当社の責に帰さない事由によりサービスの提供を停止することがあります。ただし、本項の停止による損害の賠償には応じません。

## 第7条 (承諾の限界)

当社は、契約者からの工事その他の依頼があった場合に、その依頼を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その依頼を承諾しないことがあります。この場合は、依頼者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

## 第8条 (解約)

契約者は、ケーブルプラス電話を解約するときは、ケーブルプラス電話約款の規定に基づき当社に申出るとします。

- 番号ポータビリティを利用している契約者がケーブルプラス電話を解約するときは、契約者は、当社への解約申出の前に他社への番号ポータビリティ手続きを完了しておくものとします。
- ケーブルプラス電話を解約する場合、契約者は解約日の属する月分までの利用料及び開設工事費の残債を一括で支払うものとします。
- 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、契約者は解約後1ヶ月以内に宅内機器(電話機能付ケーブルモデム)を当社に返却するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は当社に対し、別に1台あたり8,800円の弁済金を支払うものとします。
- 解約の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去にともない契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の回復を要する場合には、契約者が

自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

## 第9条 (当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

- 第6条(サービス提供の停止等)の規定によりケーブルプラス電話の提供停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき
  - 第6条(サービス提供の停止等)の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるとき
  - 当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、電気通信回線の代替構築が困難でケーブルプラス電話の継続ができないとき
- 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
  - 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る費用を負担していただきます。

## 第10条 (契約者に係る情報の取扱い)

当社は、当社の事業活動(電気通信役務利用放送事業(CATVサービス)、電気通信事業(インターネット、IP電話サービス、ケーブルプラス電話)、及びこれらに付帯するサービスの提供等)において、契約者の個人情報を以下の目的のため利用することがあります。

- お申込みいただいた当社サービスの運営
  - ご契約いただいた当社サービスの運営、提供
  - サービスのご利用に関する課金情報の管理(課金、請求、回収、集金、督促等)
  - サービス時期の回答、管理
  - サービス提供にともなう施設(セットトップボックス、ホームターミナル、ブースタ等)の設置、施工、及び配送
  - サービス終了にともなう施設の撤去
  - NHK団体一括サービス、特別番組視聴サービス、インターネットサービスご利用にともなう第三者への提供
- CS対応
  - お問い合わせ、ご相談への対応、確認、及びその記録
  - 修理、サポート、メンテナンスへの対応、確認、及びその記録
  - アフターサービス、点検活動
  - 新サービスの提供及び利用促進業務
- 新サービス開発
  - 新サービス開発のための番組視聴状況、志向調査等のアンケート調査、モニターの実施
  - 統計資料の作成
  - アフターサービス、点検活動
  - アンケート集計、分析
  - 新サービスの企画
- 電子メール、ダイレクトメールによる情報提供
  - 当社が取り扱う商品(広告)、サービスに関する提案、その他の情報提供
  - 当社のサポート、メンテナンスに関する提案、その他の情報提供
  - キャンペーン、フェアー、催物に関する情報提供
  - アンケート、モニターに関する情報提供
- 本基本方針は、ホームページ(<https://baycom.jp/>)に掲載することにより、いつでも閲覧可能な状態といたします。

## 第11条 (秘密保持)

当社は、ケーブルプラス電話の提供により知り得た契約者のケーブルプラス電話利用状況等を、契約者の事前承諾のある場合、又は公的機関の照会等法律に基づく要請がある場合を除き、第三者に漏洩しないものとします。

## 第12条 (規約の変更)

本規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

- 前項による本規約の変更に際しては、変更後の規約の内容と適用開始日、店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

## 附則

- 本規約は、2024年10月1日より施行します。
- 本規約実施前に、支払い又は支払わなければならない利用料その他の債務については、なお従前のとおりとします。

## 別表【料金表-Baycom ケーブルプラス電話】

| 項目        | 料金額         | 備考                |
|-----------|-------------|-------------------|
| 新規加入手数料   | 2,200円      | 初回登録時のみ           |
| 開設工事費     | 11,880円     | 電話機能付ケーブルモデム設置工事費 |
|           | 35,640円     | 単独露出配線工事          |
| その他の工事費   | 実費          | 標準外の引込工事など        |
| 請求書等発行手数料 | 220円~/1通につき |                   |

(注)料金表金額には消費税等相当額を含みます。